新労発基0909第1号の3
令和８年９月９日

関係団体等代表者　殿

新潟労働局長
（公印省略）

新潟県最低賃金の改定に係る周知について（協力依頼）

労働行政の円滑な推進につきまして、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年7月、中央最低賃金審議会の答申で示された改定目安額 56 円の提示を踏まえ、同年8月、新潟地方最低賃金審議会で慎重に審議した結果、新潟県最低賃金を現行の時間額 1,050 円から 58 円引上げ、時間額 1,108 円とすることが妥当との答申があり、過日、令和8年 10 月1日を効力発生日とする官報公示を行ったところです。

新潟県最低賃金は、産業や職種に関わりなく、県内で事業を営む全ての使用者及びその事業場で働く全ての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む）に適用されます。

つきましては、最低賃金改定額やこれに対する賃上げ支援策を幅広く周知したいため、下記内容を踏まえた取組を進めていただきたく、傘下会員に対する周知、関係行事でのリーフレット配布等、積極的な周知に格別の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、貴組織が発行する広報誌やホームページ等において、別紙「広報原稿例」を参考に、掲載していただくよう格別の御協力をお願いいたします。

なお、広報誌に掲載いただいた場合には、誠に恐れ入りますが、当該広報誌を1部、下記担当あて送付願います（電子メールによる送付も可能です。）。

おって、最低賃金周知用ポスター及びリーフレットを送付いたしますので、掲示方お取り計らいください。

御不明な点は下記担当あて連絡願います。

記

1　今回の新潟県最低賃金額の改正においては、県内の中小企業・小規模事業者への省力化投資等による生産性向上や価格転嫁を進め、公的な支援策の活用により、負担を一定程度和らげ、最低賃金の引上げと企業の持続可能性の両立を図る観点での配慮が重要であり、賃金規定等を改定して非正規雇用労働者の賃上げを実現するための「キャリアアップ助成金」の活用や、生産性を高めながら労働時間削減や年次有給休暇の促進に向けた環境設備等に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、その実施に要した費

用の一部を助成する「働き方改革推進支援助成金」等、賃金引上げ支援策の積極的な利用を図るよう周知・指導をお願いいたします。（同封のリーフレットのとおり、本年度より業務改善助成金の申請締切りが令和8年9月30日（改正される最低賃金の発効日前日）までとされ、申請期間が短縮されたことに特に御留意ください。）

2　建設工事や業務委託など請負契約等において、既に契約しているものに関し、年度途中に改定額が発効することにより当該契約先の業者が最低賃金法違反となることのないよう、価格転嫁の交渉や適正な価格で契約金額の見直しを行うよう努めるなど、注文者として特段の御配慮をお願いいたします。

※厚生労働省ホームページには賃金引き上げ特設ページを開設しておりますので、こちらも御活用ください。

〈厚生労働省ホームページ　賃金引き上げ特設ページ〉
https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/

（担当）
新潟労働局労働基準部賃金室
地方賃金指導官　久川（くがわ）　禎之
電話:025-288-3504 / E-mail:chinginshitsu-niigatakyoku@mhlw.go.jp
〒950-8625　新潟市中央区美咲町1-2-1　新潟美咲合同庁舎2号館

別　紙

パートも！学生アルバイトも！

新潟県最低賃金は 時間額 1,108 円 に変わります

新潟県最低賃金額は現行の時間額 1,050 円から 58 円引上げられ、令和８年 10 月１日から時間額 1,108 円になります。

新潟県最低賃金は、新潟県内で事業を営む全ての使用者及びその事業場で働く全ての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む）に適用されます。

この機会に最低賃金額を確認しましょう。

また、最低賃金引上げに向けた生産性向上等への支援に関わるキャリアアップ助成金や働き方改革推進支援助成金、働き方改革推進支援センターの無料相談制度も設けられておりますので、ご相談ください。

厚生労働省ホームページでは賃金引上げ特設ページを開設しております。

○　業務改善助成金に関するご相談は、
・新潟労働局　雇用環境・均等室　　電話：025-288-3528

○　キャリアアップ助成金に関するご相談は、
・新潟労働局　職業対策課　助成金センター　　電話：025-278-7181

○　働き方改革推進支援センターの無料相談に関するお問い合わせは、
・新潟働き方改革推進支援センター　　電話：0120-009-229

○　最低賃金に関するお問い合わせは、
・新潟労働局労働基準部賃金室 電話：025-288-3504

本件に関する照会先
新潟労働局　労働基準部　賃金室　　電話　025-288-3504
〒950-8625
新潟市中央区美咲町１丁目２番１号　新潟美咲合同庁舎２号館３階

確認OK? 最低賃金



最低賃金は、働くすべての人の時間額を保証する制度です。

新潟県 最低賃金

令和8年
10月1日から
時間額

1,108円

前年比 58UP円

月給の人も日給の人も自分の時間額を計算してみよう

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

計算方法は裏面をチェック!

時間額を計算して、最低賃金と比較しよう!



「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、
働くすべての人に適用されます。確認したい賃金(※1)と勤務地の
都道府県の最低賃金額(時間額)を比較表に記入して、比較してみましょう!(※2)

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

A 時間給の方

時間給 ＿＿＿円 ≧ 最低賃金額(時間額) ＿＿＿円

B 日給の方

日給 ＿＿＿円 ÷ 1日の平均所定労働時間 ＿＿＿時間 = 時間額 ＿＿＿円 ≧ 最低賃金額(時間額) ＿＿＿円

C 月給の方

月給 ＿＿＿円 ÷ 1か月の平均所定労働時間 ＿＿＿時間 = 時間額 ＿＿＿円 ≧ 最低賃金額(時間額) ＿＿＿円

D 上記A、B、Cが組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

❶ 基本給(日給)→ B の計算で時間額を出す
❷ 各手当(月給)→ C の計算で時間額を出す
❸ ❶と❷を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当
(※2)詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん!

賃金引上げを支援する「業務改善助成金」を活用しましょう!

業務改善助成金とは?

「業務改善助成金」は、生産性向上に資する設備投資を行いつつ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター
0120-366-440

詳しくは、こちら
業務改善助成金 検索

支給の主な要件

- 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること
- 事業場内最低賃金の引上げ
- 引上げ後の賃金額の支払
- 生産性向上に資する機器・設備などの導入
- 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
審査
2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
審査
4 支給

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト
最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関するお問い合わせは新潟労働局または最寄りの労働基準監督署へ
新潟労働局 検索

賃金引上げ特設ページ
賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。
賃金引上げ特設ページ 検索

専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

(R8.9)